

て大きな問題を出された。その一つは均徭冊における戸則は、従来の黃冊のそれとは異つた基準によつて設定されることが多かったのではないか、またその場合田土（税糧）を重視した意味は何か、ということである。もう一つは、初期の均徭法では從來の上中下三等の戸則が踏襲されていたのであつて、三等九則の戸則は採用されていなかったのではないかという問題である。この問題が單なる戸則だけの問題でないことは氏の論文を讀めば瞭然で、均徭法の普及、及びその變質の過程をさらに詳細に再検討しなければ解決のつかない問題のように思われる。

- (5) 岩見宏「銀差の成立をめぐる——明代徭役の銀納化に關する一問題——」（史林四〇の五）

- (6) 鶴見尚弘「明代の畸零戸について」（東洋學報四七の三）。この論文の提起した問題の意味については、小山正明「明清社會經濟史研究の回顧」（社會經濟史學三一の一—五）が適確に論じている。

- (7) 小山正明「明代華北賦・役制度改革史研究の一検討」（東洋文化三七）。この點については山根氏も後記でふれておられる。

（谷口規矩雄）

中國回教史序說 その社會史的研究

今 永 清 二 著

昭和四十年十月 弘文堂

A 5 判 一九八頁

回回民族或いは回族は、中國に於ける少數民族の中でも比較的人口の多い民族であり、一九五三年の調査によれば、西藏・臺灣・華僑中の回民を除いて約三五〇萬といわれ、現在では四〇〇萬近く、中國總人口の約〇・六%を占めている。

現在中國に於いては、特に少數民族史研究の立場から回族についての研究が進められ、清代の回民運動に關する資料集、「回民起義」の公刊をはじめ、いくつかの研究成果が發表されている。

わが國に於いても、戦後新たに中國回教史研究が復活し、故田坂興道氏の名著「中國に於ける回教の傳來とその弘通」をはじめ、現在活躍中の二・三の先學により研究成果が著書・論文として發表されてきている。本書もこうした戦後の回教史研究の中での一つの成果であり、從來の研究に新しい視點を加味し、更に近代中國に於ける民族問題をも検討しようとするもので、少數民族史研究の觀點からも評價されるものである。

著者によれば、アメリカに於ける黑人に對する人種差別問題、わが國に於ける部落解放運動、清代中國に於ける回民問題などは、「同一の世界史的課題の範疇に屬するもの」とみなされ、特に清代の漢・回問題は民族差別の具體的かつ顯著な社會現象であつたとして把握されている。

従って、本書の特徴も「わたくしは中國回教社會を未解放部落としての觀點に立つて理解すべきことを新しく提起するものであり、本書はそのために草した試論である」といわれるように、中國回教社會を未解放部落と規定するところにある。それ故にまた、回民起義は、清朝の壓政下に生みだされた回民への民族差別を返上し、「人間としての最低生活を戦いとうとうとして解放運動を展開したのも」として位置づけられている。

本書は、八章四十一節から成るが、第四章を除いて、すべて最近發表された論文を補訂して收録したものである。

内容的には「回教社會の構造、回民の生産活動、回民起義や漢・回對立問題、清朝の回民政策」などに及んでいるが、大別すれば回民共同體研究（一・二・三・四章）と回民起義研究（五・六・七章）を主な内容としていえると思われる。なお各章の表題は次の如くである。

第一章、中國回教社會の構造的特質。第二章、中國回教社會の展開過程。第三章、清末民國時代の包頭回教社會。第四章、中國における回民商業資本。第五章、中國における回民起義の一形態。第六章、清朝の回民政策。第七章、林則徐の回民政策。第八章、中國回民の歴史傳統。

以下、上記の二つの主な内容に關して著者の主張される問題點を考慮し紹介してゆきたい。

なお、先にも述べたように本書は既發表の論文を集めて成った關係もあつて、各章に於ける記述にはかなり重複する内容を含んでいるので、今は各章について個別的に紹介するのではなく、前半第四章を回民共同體研究、後半三章を回民起義研究として一括して把握

し、紹介することをお断わりしておきたい。

さて、著者の研究の出發點となつたのは、從來の中國回教史研究とりわけ清代の回民運動の把握のしかたに對する再検討である。

すなわち、「清代における漢・回對立や回民運動は、清朝官僚の壓政によるものであり、清朝皇帝の政權は漢民と回民を、『一視同仁』して恩典を與えたとする佐口透氏の所説（中國ムスリム社會の側面―清朝實錄より觀たる―、内陸アジアの研究）、またそれを基本的に踏襲される中田吉信氏の見解（同治年間の陝甘の回亂について、近代中國研究第三輯）には、なんとしても疑問をいだかざるを得ない」と述べられている。

回民共同體研究は、「中國回教社會研究の基本課題」が「回民共同體」にあることを考え、「回民運動は、清朝官僚の背後をなす清朝政權の差別政策の結果であつた」とする氏の問題把握の基本を證明していく上での基礎作業としての意味をもっている。

具體的には、次のような指摘がある。

回民共同體は、回教という一宗教を通じて信仰者が清真寺（集團禮拜を行なう寺院）の周圍に結集して形成されたものである。

清代に於ける回民共同體の規模は、都市では清真寺を中心に百戸ゝ五百戸、人口としては四百人ゝ五百人が普遍的なものであり、農村部では、祈禱所の清真寺を中核とした小型集團が多い。

回民共同體の構成要素は、清真寺・宗務者・教民である。

共同體の中心である清真寺には、普通宗務者として教長（掌教）阿衡、伊媽目など數名のものがあるが、彼等は單なる寺院の管理者にすぎない。

共同體の實際の權力者は、卿老或いは頭人・衿者と呼ばれるもの

で、彼等は共同體内の經濟的實力者であり、傳統にもとづくエキスパートとして教民の中から選出される。

その主要な任務は、教長の招聘、清真寺の經營、對外問題の處理、教民間の紛争調停などである。

その任期は、大開齋節を期として一年であるが、重任される可能性も多く、卿老に選出される有力者グループが各回民共同體に存在する。

教民である一般回民の職業は、農業、商業、貿易、家畜業、屠殺業、毛皮製造業、運輸業、鑛業、捕役、武人、兵務などである。

これらの指摘は、岩村忍氏の包頭回教社會の調査報告（一九四三年～四四年調査、中國回教社會の構造）、外部省調査部の「包頭における回民概況」（回教事情第二卷第三號）、王紹民「綏遠包頭の回民概況」（禹貢半月刊第七卷第四期）等の包頭回教社會の實態調査報告によるところが多く、特に岩村忍氏の報告の再確認という傾向が強く、その意味では二次的な指摘であり、いささかもものたりない。

また、包頭回教社會を中心とする回民共同體の分析は、そのよるところの調査報告の時代性、また包頭の都市としての特殊な位置から考へて慎重に扱う必要があり、清代に於ける回教社會の考察には、より實證的な研究が求められる。

その意味では、「回民起義」を用いて考察している清代雲南回教社會の分析は、いく分新しい指摘を與える。

すなわち、雲南回民は、商業・貿易（緬甸貿易）などに従事するものもいたが、その社會的・經濟的基盤は農業にあった。しかし、耕地面積が狭少でありかつ瘦土が多かったので、農村から分離析出

されたものは、砂丁・爐丁として採鑛製鍊等の鑛業に従事していた。彼等は鑛山に於いて秘密結社を組織し鑛業内に於ける生産關係の枠をこえて、清朝そのものに對するエネルギーを凝集し、基本的には咸豐・同治年間の回民運動勃發の原因をなした。

また、矜耆・頭人のいわゆる卿老は、特に鑛業面に於いては、「回民廠紳」として史料にあらわれ、投資家集團（官商・廠主・管事・鍋頭）頭人集團（幹部的技術家集團）の一員であった。彼等もまた、清朝の末端行政管理機構の一部に組み入れられていたが、生産過程の中に深く入りこみ、鑛業生産機構の上部的要素として、きわめて重要な生産的役割を果たし、最後には清朝國家權力との對立に直面したと述べている。

さて、右に指摘した内容とあわせて、回民共同體研究が、佐口・中田兩氏への批判に關連して意味をもってくるのは、先述したように、氏が兩氏への批判として提起される回民運動（特に道光末期のもの）⇨部落解放運動の視點を考へる上での前段階をなしているからである。いいかえるならば、回民共同體⇨未解放部落として把握すべきことを指摘するからである。

この指摘は、「清朝の回民に對する差別政策とともに、漢民卿紳層の横暴もまた回民の貧困化と社會的地位の低下をうながした」という民族差別の問題から、具體的には、

- (一) 回民の生活はきわめて困窮した状態にあった。
- (二) 回民は漢民から賤視された。

- (三) 回民の法律上の地位が漢民に比して低い。

回民の居住地區が、制限された場合がある。

の如き點での回民の状態を直接の理由としている。そしてまた、一

般に中國回教徒の場合漢・回間に人種的差異がないことなども考慮に入れられ、回民共同體それ自體が中國社會内にあって、すなわち清朝封建制下にある一つの階級的な意味をもつ存在であったと把握されているようである。

著者のここにみられる研究態度、すなわち回民問題を少數民族の立場から再検討していこうとする研究方向は、そこに從來指摘され得なかった民族的な或いは階級的な觀點からの問題提起を内包するので、その意味において十分に評價されねばならない。

しかし、回民共同體を未解放部落と規定するについては、いくぶん疑問を感じるし、また強いてそのように考えなくてもよいのではないかと思う。

私は、回民共同體が清朝封建制下にある、階級的な意味をもつ存在であったかどうか、すなわち、未解放部落と規定できる位置に置かれていたものであるかどうか疑問を感じる。たしかに、中國回教徒は漢民と同種同文であると言ってよいが、彼等はその習慣的・宗教的側面よりして差別問題とはかわりなく、當初から別民族として、すなわち中國社會内に於ける少數民族として存在したことを考えねばならない。

清朝は國內統治政策として民族問題をたくみにとりあげ、各民族間の差別を行ない漢・回對立という現象を生ぜしめた。また、この政策により回民がより困難な状態に追いこまれたことは確かである。しかし、問題はあくまでも、民族差別の問題である。私は、著者の考え方の中には、民族差別の結果回民の置かれた状態を、階級的な意味をもつものとして同時に把握されてしまっているように感じられる。

回民と漢民は階級的な關係にあったのではなく、階級矛盾は回民社會・漢民社會の中において見られるべきものである。

回民共同體内部においては、一方には衿著・頭人に代表される上部構造としての「投資家集團」「地主」としての回民が存在し、彼等は多くの場合、清朝の末端行政機構の中に組み入れられていた。そして一方には、彼等に從屬する回民があり、兩者の間は、階級關係と回教という精神の共通意識による關係の二つによつて結合されていた。

従つて、回民運動は、回教としての民族差別に抵抗する側面と民族解放闘争と、回民共同體内部にある階級矛盾からくる闘争と階級闘争の兩側面を持つものであったと思われる。

著者はまたこの回民共同體を未解放部落と規定する指摘にあたつて、新疆回民の例をも多く引用されているが、中國回教徒問題を考察するには、これは一應別個に考える方が妥當ではなからうか。また、回民の貧窮化を考えると、清朝の民族差別政策と合せて、田坂興道氏の指摘されている回教社會の内部事情による貧困化の原因をも考慮していくべきだと思われる。

さて、次に回民起義研究について觸れてみたい。

ここでは、清代道光末期から咸豐・同治年間にかけて雲南省で起こった回民運動、いわゆるバンセの亂がとりあげられている。まず、この回民運動が時期的に前半道光末期と、後半咸豐・同治年間に分けられ、前半と後半とでは性格が異なっていたことを指摘している。

著者は、とくに前半道光末期の回民運動を論ぜられているが、その性格の相異は次のように説明されている。

すなわち、道光末期のものは、「永昌回民殺戮の報仇を目的として、清朝回民差別政策の本格化・回民起義伸展の直接の原因であった香把會と官憲の勘回政策に對して回民が部落解放運動を展開したものである」とあり、咸豐・同治年間のものは、部落解放闘争が洗練されるにつれて、自由と平等に醒めた回民が、宗教的信賴感、回民共同體の解放體制などによって、その團結を強化し、漢・回と少數民族を結集して行った反清政治闘争であるとしている。

道光末期の回民運動を部落解放闘争として評價しようとする觀點は、すでに述べたように、回民共同體は、清朝の民族差別政策によって作り出された未解放部落であるところから出てきていることはいうまでもない。私は、著者の回民起義に對する把握の基本的方向に對しては異論はないが、その分析過程に於いては、まだ検討すべき餘地があるように思う。

回民起義の最初の形態である漢・回互闘、或いは遊匪棍徒と回民の互闘は、清朝の國內統治政策としての民族差別の政策、民族互闘の政策に抵抗する回民の闘争である。この段階に於ける闘争の革命的エネルギーは「永昌回民被殺の報仇」というスローガンにも見られるように、共同體における宗教的結合意識の中から生まれてきたものである。従つてここでは、封建制下においてかかるエネルギーを創出し得た宗教というものの役割について考察し、かつ起義においてそれがいかに組織的な役割を果たしたのか、實證的な分析が求められる。

また、回民起義が、たんに回民の問題のみにとどまらず、漢民とその他の少數民族をも含むものとしての性格を持ったことは、明らかに起義が階級闘争の色合いを帯びたことを意味している。この段

階に於いては、起義の革命的エネルギーとなったものは、上記の宗教的結合意識からのものととも、より階級的矛盾の爆發から導びかれたものであることを指摘したい。

「抗糧運動が回民起義の重要な一翼になった」と一部著者も指摘されるように、起義進展の中で明らかになってきた階級矛盾がより強くなってきたとき、民族的差異をこえて階級的な立場から回民・漢民・その他少數民族の農民を主力とする大幅な人民が、起義の中核を形成するようになったと思われる。

さて、著者の回民起義研究の別の分析として、清朝の回民政策の考察がある。具體的には、道光末期に雲貴總督の任にあった賀長齡・李星沅・林則徐の起義鎮壓政策の相互比較である。ここでは、特に「林則徐の回民政策およびその合理主義思想に正しい評價を與える」ことを主な目的として起義に觸れている。

賀長齡の回民政策については、「回民起義の實態調査と諸情報の蒐集にはじまったが、その實態調査も眞に客觀的なものでなく、ただ官憲の報告をそのまま信用するという程度のもので、……一方的に勘回政策を遂行し回民起義の深化を招來するばかりであった。要するに一見合理主義的であるがとき彼の政策も、それが實踐される場合には、いわゆる安定的秩序の原理となる現實性をほとんどもたなかった。換言すればそれは、回民政策に形式的に理論的な根據を與えたにすぎなかった」と評價されている。

李星沅の對回務辦理については、「賀長齡の回民政策の缺陷を明確にし、問題解決に對處するにあつた」。彼は「賀長齡の回民政策を優柔不斷のものと規定し」具體的な方策としては「きわめて高姿勢で、清軍を總動員して各地に頻發していく回民起義を一舉に鎮壓

せんとした」と述べ、結局李星沅は、「中華的外夷思想しか持ちあわせなかった清朝官僚の典型的人物」と評價する。

この二者に比して、林則徐の政策は「少数民族に對しても漢民の不正を許容しない力點を有し、かつ重要なことは、林則徐の合理主義と人民的方向性の貫徹する諸政策が單なる問題提起に終わらず、嚴正に實行された」と述べ、彼の偏狹な民族主義にとらわれない、是々非々にもとづく合理主義回民政策は、「可能なかぎり現實を直視し、検討していこうとする科學的な態度と解してよく……中華的な排外思想しか持ちあわせなかった當時の中國官僚としては、すぐれて進歩的であつた」として「高い評價」が與えられている。

要するにここでは、回民政策にあたつた清朝官僚、とりわけ林則徐の人物評價に力點がおかれ、回民起義は間接的にとらえられている。その點、回民起義研究、とりわけその本質について深い分析をしていこうとする立場からすれば、ここでの研究は人物評價にとどまりすぎてややものたりないし、また、このような指摘が回民起義研究の上でどのように位置づけられるべきものであるか、考えてみる必要もあるように思われる。とくに著者が、「中國の解放と革命のエネルギーの根源を追求していくためには、こうした回民をはじめ少数民族の衰史にもスポットライトをあてていくべきであらう」と強調される點からいっても……。

さて、本書の内容について、まことに大ざっぱな把握の仕方で紹介してきたが、最後にもう一言つけ加えさせていただくならば、その基本的テーマである中國回教社會の研究を、ただ中國史内の問題としてのみとり扱うのではなく、西方イスラム世界との對比という點からも考察し、中國的イスラム世界の特徴をより明きらかにしていく作業もあわせて考えてゆきたいと思うのである。

與えられた紙數もつきたのでこれで筆を置かせていただくが第八章については、ほとんど觸れることが出来なかつたし、また共同體研究の項では、民國時代の包頭回教社會とくに回民經營皮毛店の研究の項には觸れることができず、多分に紹介が恣意的になっていることを恐れる。また私の思いちがいや一方的な把握をしたかもしれないために、著者の意圖されるところを正しくお傳え出来なかつた點も多分にあるかと思われるが、切に寛恕を請う次第である。

最後に、この書を通して、中國回教徒民族をはじめ少数民族問題に關心をもつ筆者に幾多の教示が與えられたことに關して、深く著者に感謝したい。

(神戸 輝夫)